

ご存じですか？ 持続化給付金は 課税対象

新型コロナウイルス関連の国などから支給される主な助成金の所得税の課税関係

《課税になるもの》

- 持続化給付金
- 家賃支援給付金
- 雇用調整助成金
- 小学校休業等対応助成金
- 小学校休業等対応支援金

- 自治体の感染拡大防止協力金

《非課税のもの》

- 特定定額給付金
- 子育て世帯への臨時特別給付金
- 休業支援金・給付金

《給付金といっても…》

給付金というと非課税のイメージがあるかもしれませんが、「持続化給付金」は、申請者が個人・法人に関わらず、課税の対象になります。

《事業所得にいきます》

個人事業主は確定申告の際、持続化給付金を「その他の収入」とし、事業収入（売上）と合算、事業所得に反映されます（雑所得ではありません）。

《給与所得・雑所得者》

給与所得者向けの持続化給付金は、「一時所得」に反映させ、雑所得者向けの持続化給付金は、「雑所得」に反映させます。法人は益金に算入します。

《消費税は非課税》

消費税は「持続化給付金」に対して課税されません。不課税取引となり、課税売上には計上しません。

科 目		
収 入 金 額	売上(収入)金額	①
	家事消費	②
	その他の収入	③
	計 (① + ② + ③)	④
損益科目(科目)		

神奈川土建厚木支部

電話: 046 (242) 3992



土建 厚木

検索